

平成21年10月12日

「司法試験御意見募集係」御中

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による
筆記試験の選択科目）の改正に関する意見

拝啓

いつもお世話になります。

去る平成21年9月18日付け、貴司法試験委員会発出の「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」を受けて、本日（平成21年10月12日）開催致しました国際私法学会第120回研究大会（関西大学）理事会において、貴司法試験委員会に対し、別紙の意見を申し上げることが決定されましたので、ここに電子メールにて、その内容をお知らせ申し上げる次第です。御多用中、恐縮ですが、宜しく御査収の上、別紙の内容を貴司法試験委員会における今後の御審議の参考として戴けますよう、併せて御願ひ申し上げます。

敬具

国際私法学会理事長
山内惟介

<別紙>

新司法試験選択科目「国際関係法（私法系）」の見直しに関する意見

国際私法学会

貴司法試験委員会第57回会議（平成21年8月5日開催）議事要旨によれば、「国際関係法（私法系）」については、重要性・ニーズが高いこと、法科大学院における講座開設数が多数であること、科目としての範囲が明確であり体系化・標準化に問題がないこと、司法試験の実施状況に問題がないこと、出題内容の独自性も高いこと、これらの事情が総合的に考慮された結果、今後も、現行通り、「国際関係法（私法系）」選択科目として残すべきであるとの御意見が示されております。本国際私法学会としても、「国際私法」に関する科目を司法試験選択科目として残して戴くことを特に強く希望致します。

なお、上記の結論を導く過程で、以下のような意見が開陳されましたので、御参考までに、その主要な意見を掲げることと致します。

- (1) 現行通り、「国際関係法（私法系）」という科目名を維持することに異存はない。
- (2) 選択科目名を「国際関係法（私法系）」に代えて「国際私法」とし、「国際取引法」は別科目とすることが望ましい。「国際取引法」の出題範囲がなお不明確なために、受験生が選択しにくい状況がみられるためである。
- (3) 「国際取引法」の出題範囲を「売買（CISG）」に限定し、「決済」と「運送」を出題範囲から除外すべきである。

以上